Title	市民社会の構造原理としての契約
Author(s)	大木, 英夫
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.12, 1998.3:48-61
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3449
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

市民社会の構造原理としての契約

英夫

私が話をしようと思うのは、「市民社会の構造原理としての契約」という題であります。

で非常に関心を持っているわけでありますが、その人の思想の中に入ってきている歴史的認識、この思想の源流に私は リンゼイは二〇世紀の初頭の政治哲学者、 または社会倫理学者であり、私もそれに似た分野を専門としておりますの

興味を持っているわけです。

みる、 もとで書きました。そういう点でピューリタニズムの実態に多少触れてきた者でありますが、そこからこの源流を見て ご承知のように、私はピューリタニズムに関する、 つまり定義から入るのではなくて、 源流に遡ってそこで見る、こういうやり方もあるのではないかと思いまして、 特に契約神学についての学位論文をラインホールド・ニーバーの

ロックの歴史把握の現代的妥当性

私

の場合にはその後の方でいこうかと思っております。

(1)マルクスからロックへの反転

まず、「ロックの歴史把握の現代的妥当性」ということを書いておきましたが、先程、加藤先生からもそのあたりに

労働党書記のファン・ジャンヨプという人が亡命し、 建主義の対立だ」という主張があります。私はこの政治の現場に身を置いて思索する人に興味があるのですが、この人 りますが、この人の書いたものといわれるものの中に「資本主義と社会主義の対立などではない。むしろ資本主義と封 てロックが戻ってきたような感じを私は受けております。 触れてお話がありましたように、 現代で不思議なほどにこのロックが戻ってきた、マルクスが退場していくのに合わせ 新聞・テレビなどを賑わしている事件の主人公となったわけであ 非常に具体的な例を挙げますと、 朝鮮民主主義 人民共和 国 0

が言うことを「なるほど」と思って聞きました。

が、この人によりますと、 で北朝鮮事情を研究して二年ほど行っておられ、 研究」の研究会で北朝鮮の政治状況について大変優れた分析をされました。 このあたりの事情は、 に亡命をし、 あるいはそれを準備した人なのです。 聖学院大学の政治経済学部 北朝鮮は首領を父とし人民を子として一つの大家庭を成しているという意識によってできた 詳しいのですが、この人が、 :の鐸木昌之助教授が外務省と内閣調査室の依頼によって北京大使館 鐸木昌之助教授は、 聖学院大学総合研究所の「デモクラシーの 私はそれに非常に教えられたのであります 関係を持った人が実はこのファン書記

られたのです 擬制としての大家庭、 それが北朝鮮式社会主義にほかなりません。これがこのファン書記の言葉によって公的に裏付け

は虚 この実態に即して言うならば、むしろ封建社会と市民社会といいますか、 資本主義から社会主義へという、 |構に過ぎないということを言っているのだろうと思うのです。「封建主義と資本主義との対立」という言葉よりも、 いわゆるマルクス主義的な見方がありますが、北朝鮮にはおいては、そういうもの 封建社会的なものと市民社会的なものとの対

立、と言う方が正確ではないかと感じているわけです。この歴史的な対立構図が、 私はジョン・ロックにおいて極めて

これがジョン・ロックの思想史的意義であると見ているわけであります。

(2) 歴史哲学者としてのロック

鮮明に把握された。

に単純に「歴史の哲学的把握」というぐらいにしておこうと思います。 クを見直してみますと、 うとドイツの哲学史的な見方なのです。カントにおいて素朴実在論と経験論とが総合されるということが来るわけであ 私はどうもその教科書的な定型というものはイギリスの事情をとらえていないと思ってきました。あれはどちらかとい の人間には哲学史で経験論者として登場するのです。ロック、ヒュームというのはもう教科書的なものでありますが、 なことであるかもしれませんが、こういう見方を提示させていただきました。ジョン・ロックは私どもいわゆる文化系 こういう言い方は今まで恐らく日本では用いられたことはないのではないかと思うのですが、あえてチャレンジング そういう図式をあまり信用しない方でありますが。背景となっているピューリタニズムの実態を見ながらロッ 結構歴史哲学者だと思っているのです。この歴史哲学というのは、 あまり難しいことを言わず

ゲルの歴史哲学も大変興味深いものですが、ヘーゲルとはちがってこのジョン・ロックの historical plain method と が何を意味するか。私は今日の哲学の人が、ロック研究者がどのように解釈しているのか、これも知りませんが、ヘー

- ックは自らの方法を historical plain method という言い方をしました。これはなかなか含蓄がありまして、これ

いう方法でロックの思想は相当歴史的現実をつかんでいると思います。ロックはその歴史的現実を哲学的に把握してい

-0

テーマではなくて、 ここがロックの思想の素晴らしさであるかと思っております。 ロッ クの前の時代が専門でありますから、 間違いが多いかもしれませんが、 ちなみに私は、 ロックの思想がわたしの主たる研究 後でご指摘をいただけ

ればと思っております。

聖書的歴史の概念なのです。ご承知のように、ロックの著作にはアダムが出てきたり、 登場してまいります。これは の歴史神学のコンテクストにおいてロックは考えているのです。その一例として、彼の思想において非常に重要なのは この歴史哲学は一七世紀英国のピューリタンたちが用いていた、 『統治二論』にも出てまいりますし、 彼の書くもの至るところに出てまいります。これは 私の言葉で言うと「歴史の神学」となりますが、こ 聖書の歴史のいろいろなものが

ピューリタンの歴史の把握のやり方を継承したものです。

私

この歴史の把握が極めて鮮明に出てい

るのは

『統治』

二論』であると思います。

実はロックには若い時

に書い

た

似たような論文があるのです。 重要でない無規定の事柄 ――これは神学上の議論ですけれども これもピューリタニズムを問題にしていた。 ――を国の政権者が規定していいかどうかという、 いわゆるアディスフォラ、 つまり、 問題

説があるわけでありますが、私はこの『統治二論』は非常にピューリタン的な含みで歴史哲学的だと見ております。 なのです。そのころのロックと、 この『統治二論』Two treatises of government を比べるとどうも内容が違うとい

グといってもフィルマー実は大した人物ではないのです。当時はもっと立派なイデオローグ、錚々たるイデオローグた が非常に面白いのです。これはフィルマーというアングリカンの絶対王制のイデオローグとの論争です。イデオロ アメリカでもそうですが、日本でもこの『統治二論』のうち第一論文はあまり取り上げられないのですが、私にはこ 51

n

き過去の代表者としての典型的な姿を持っている。そういう意味で、 の作戦だと思うのです。 ちが出ていたのです。しかし、このフィルマーという人をロックは議論の相手に取り上げました。恐らくこれは 非常に取り上げやすい人物だと思ったのではないか。 戦略的にこの人物を選んだと思います。 それからもう一つは、乗り越えられるべ ロック

ルマーはロックのお蔭で脚光を浴びるようになりまして、現在でも学生用のテキストに使われていて新しい版が出るよ

るアダム、アブラハム、イサク、こういうのをみんなペイトリアークというのです。その副題がまた面白いのですが、 フィルマーの議論はその題に出ております。Patriarcha と言うのです。ペイトリアークというのは、聖書に出てく

思います。この自由というのは自然に反している自由だ。臣民が特にピューリタン革命の時はあのチャール すほどまでいくわけですから、 リングでダブルの1(エル)になっています、こういう題なのですが、Unnatural Liberty というのは非常に面 The Naturall Power of Kings Defended against the Unnatural Liberty of the People. と「naturall」は当時のスペ これはいけないという思いが滲み出ているような題であります。 フィルマー は ズー 世を殺 スチュ 白

アートの絶対主義を擁護する、そういうことで一生懸命この論文を書いたわけであります。

政治が残存したということを指摘してこう書いています。「スチュワート王朝期のイングランドはこの段階を通り過ご 朝鮮においてもそれがあることを暴露しているのです。本当の問題は、 してしまったのだが、近代日本はまだその域を通過しきっていない」。しかし、この同じ問題をファン書記の談話 バートランド・ラッセルは有名な『西洋哲学史』におきまして、第二次大戦に至るまで日本には絶対主義的君主専制 封建社会的なものが乗り越えられないでいると は北

しでやっている国です。 なかなかあそこは乗り越えられない。アメリカは、 言うのです。日本でも今なお乗り越えられないでいるのかもしれませんが。イギリスも同じ問題をもっていたのです。 これは乗り越えられたところから始まっていますからフィルマーな

に基づく社会理論であります。フィルマーも自然法概念を使うのですが、この自然法の中身が違います。それに対して、 合には別の社会理論を持っております。これが「契約社会」理論であって、これが私のきょうの表題となるわけであり ロックも自然法を使うのですが、自然法をもって同じ自然法の舞台で争うわけでありますが、このジョン・ロックの場 フィルマーの基本的な考え方はこの Patriarcha という題に出ているのでありますが、それは父と子の自然的な秩序

契約社会としての市民社会

りました。私も全くそのとおりだと思っているわけですが、私は昔、雑誌で平田清明という人と対談したことがあり、 |番目に「契約社会としての市民社会」ということでありますが、今、「市民社会」の定義につきましてご指摘があ

スの研究から出発して市民社会を明らかにしようとしておられました。しかし、私は平田先生の問題意識に敬意をもっ す。「市民社会」ということを議論する先生がいるのだなと思いまして、興味を持って読みました。平田先生はマルク 平田先生が、当時岩波書店から出して話題となった『市民社会と社会主義』という本を贈っていただいたことがありま

て学ばせて頂いたのですが思想史的にみますと市民社会思想の始まりをルソーにみようとしたため非常に複雑している

て分かりやすい議論だっ という印象を禁じ得なかったのでした。しかし、 たと私は感じているのです。その原点に遡るのがい 源流に遡ってみると案外これは平明な議論であって、 ۲, のではないかと私は思っているわけであ あの時代は極 め

ります。

歴史の原初、 それよりももっと現実を把握する点ではいい仕組みだと思っております。 れはヘーゲルの はずっとありました。それで国王の首を切るほどまでにいくわけです。この自然状態と戦争状態の弁証法的な関係、 を切り崩そうとしたと思うのであります。実際にはそういう議論がヘンリー・パーカー以来、ピューリタニズムの中に ジックを根底から崩す発想をもって ――ロックも自然法によっているのですが ――スチュワート絶対主義の自然法主義 自然状態と戦争状態という弁証法的関係を提示しますね。これの目的は何かというと、スチュワート絶対主義体制 単純に申しますと、「自然的から市民的へ」と書きましたが、『統治二論』の第二論文においてロックは、基本的には つまりそれは創造された状態の解釈です。この点でジョン・ 『歴史哲学講義』で言うと、 あの冒頭に出てくる自由論とか精神論にあたるものと思います。 ロックはホッブズとは全然違うのです。 自然をめぐるフィルマーとの相剋は、 しかし、 聖書的 ッ 口

父と子の秩序の法としての自然法を自己保存という考え方を基礎づけるものに転換します。 ら何となく逃げられないという感じであったと思います、歴史にコミットしました。ロックは、フィルマーにおいては ているのです。コミットメントがない。しかしジョン・ロックはお父さんがピューリタンでありますから、 ホッブズは歴史の現実と存在をもって取り組んだというよりも、歴史の何となく傍観者として哲学したと思っ いわば自然法は、 少年時代か 秩序の法

クはそういう点でも聖書主義的です。

ります。 ジックになるわけですが、こういう「権利を守る」という意識はピューリタニズムの中で出来上がっておりました。 概念というものが発生してくる。これは、国王が攻撃を仕掛けたならば自己保存の権利があるのだというのが革命の 礎づけられた。 のプロパティです。 れを哲学的に把握し直す。そういうことをジョン・ロックはしたわけであります。 ではなくて権利を擁護する法になります。これを自然状態と戦争状態の弁証法を使ってやるわけです。ですから、 えばA・D・リンゼイがとらえているようなレインバラ大佐の有名な発言、「小さい子の一人であっても生きる命を持 っている身体、 プロパティをめぐる議論もそれに関係するのです。プロパティの議論で一番重要なことは、 ですから、 この自然権は英国人の伝統的な財産権とは違うということです。ここにはピューリタニズムの背景があ これがプロパティなのです。こういう権利保存のための仕組みとして「市民社会」の発生が論理 レコ お金があるかないかということではなくて、基本的には自分の人格そのものが固有 わゆる概念的に「マグナ・カルタ」、それから「権利誓願」へと概念史的なやり方で言って、 第1のプロパティは人身 のものとして持 的 に基

そ

理解はできないのではないかと見ております。

っている」というあの考え方は権利誓願的な考え方と違うのです。私はそういう点で、そういう概念史的なつながりで

例

私は契約神学の研究をしていましたからそれをいろいろ話をしたのですが、ナトールは「契約というのは十七世紀には 大学のニューカレッジで教えていたナトールという有名なピューリタン研究者がいたのですが、このナトールと会って、 る自然的秩序ではなくて契約的秩序でありまして、この契約の思想はピューリタンの契約神学に由来します。 市民社会の構造原理としての契約」の内容について少し話しますと、この市民社会の構造原理は、フィルマーにおけ ロンドン 「自由の伝統と市民社会」

と思いましたが、契約の思想というのはその時代の空気の中にあるほどの共通語であった、その時代の言葉であったと 空気の中にあった」と言うのです。そういう言い方をしたので、 私はその時代の専門家というのはそのように見るのか

約聖書 間 常に混乱が起こるのではないかと私は思っているわけであります。 会におけるフィールティー との関係も契約、 0 「契約」ということは、 |約|| は新しい契約の約であるように契約概念は極めて聖書的、 ロックはそれを用いたわけでありますが、ただ用い方において優れていたと思い 人間と人間との関係も契約です。 (忠誠契約) 人格的な自由を前提とします。 とは違うということです。ですから、 イスラエルは契約的な社会だといわれますが、この契約は中世 またこの契約概念は、 または神学的な性質を持つものです。 そういうものと概念的に結び付けると非 旧 約聖書の 「約」 は契約 の約、 神 新

であったと思うのです。 といわれるものに至るまで革命的な変動 七 七世紀の英国は、ピューリタン革命(一六四二年~四九年)から共和制の六○年まで、それから八九年の名誉革命 |世紀英国においては中世の中から近代が生まれ出ようとする産みの苦しみといいますか、 そういう中でフィルマーとロックの思想的対決が理解されるべきではない いわば近代最初の革命的な変動を経験してまいりました。そういうことから、 もがいているような状態

ば、 と言うこともできると思います。 対主義からデモクラシーへ、あるいは絶対主義から共和制へという転換、 教会史的に申しますと、 契約が人格的自由を前提する限り、 それはアングリカンとピューリタンの 市民社会は自然的なア・プリオリなものではなくて、自由に基づく自由 フィルマー的な「自然」からロック的な「自由」へという形 相剋だということであります。 と言えるかもしれません。 政 公治学的 哲学的に言うなら 而上学的 の契約によっ 絶

います。

てア・ポステリオリに構成された社会である。こういう基本性格を持っている。ロックには、自然的なものから市民的

Free Voluntary Society——市民社会の原型

なものへ、という性格が出ていると思います。

うのです。 常に混乱して使用されていますが、もしもそれがヨーロッパ的起源を持つ世界史的変動であるとするならば、 ます。近代化という社会変化は、現代のアングリカンの神学者であり社会学者であるディリストンという人に従います における中世から近代への変化、 まず「近代化の深層構造」ということを言いたいのですが、「近代化」ということは、これもいろいろ概念的には非 有機体的な社会から契約的社会への転換だ、と言うのです。 トレルチは中世を corpus Christianum という仕方でとらえました。この corpus というのは有機体であり と規定することができます。あるいは、そこから出発するということができると思

このディリストンという人はアングリカンでありますから、今でもアングリカンは有機体的な教会理解が好きなので

言ったのはルイス・ハーツという人であります。ハーバードのアメリカ史の学者でありますが、『アメリカ自由主義の す。コルプス・クリスチアヌムではなくてコルプス・クリスチつまり「キリストの体」という、これは神学的に深みの はどうしてできるのかという問題があると思います。アメリカは基本的にロックの思想に影響されているということを ていないようなのです。日本の社会でも同様です。古い時代が残っておりますから、新しい時代、つまり契約的な社会 ある概念でありますけれども、このディリストンの言うことによりますと、今でもイングランドはその辺が決着が付い 「自由の伝統と市民社会」 57

伝統』のなかで、「アメリカでは封建社会が近代社会」に位置づけられています。だからロックの『統治二論』でいえ

日本とか東アジアとか英国とか、これは第一論文と第二論文でとらえなけ

ば第

ればこの転換を把握することはできないと思います。

論文は必要ないのです。しかし私は、

れはなぜかというと、ロックが「トレレーション」ということを最初に打ち出したということにあります。 はこの近代化がどういうものであるかということをとらえた歴史哲学者であると言うことができると思うのですが、そ 次に「Free Voluntary Society としての教会」についてですが、これが私のきょうの結論部分になります。 最初に打ち ロック

出したということは、ここにはジョン・ミルトン学者もいらっしゃいますから、そう言うと「いや、ジョン・ミルトン なものと思うのですが、その中で彼が見ているのは何かというと、教会を Free Voluntary Society としてとらえたと に重要な論文だと私は理解しております。これが基礎にないと『統治二論』も分からないのではないかと思うほど重要 であります。 れほどはっきり言って、これがまた制度化していくのに基本的な枠組みをつくるところまで考えている、 が先だ」と言われると思いますが、まことにそのとおりであります。しかし、この「トレレーション」ということをこ いうことです。教会にこの Society という言葉を使うのです。 彼が書いた有名な、『トレレーションに関する手紙』があります。これはロックを理解するときに非常 これはロック

ンチヌス体制です。教皇が上であるか皇帝が下であるか上であるか、こういう議論はありますけれども、基本的にコル との対比において考えるならば、大変新しい社会相です。このコルプス・クリスチアヌムは、別様に言えば、 今日の言葉で言うなら voluntary association という言葉です。この言葉を中世の社会、コルプス・クリスチアヌム

プス・クリスチアヌムという体制ができておりました。 ところが、イギリスにおいてはこのコルプス・クリスチアヌム体制、有機体的な社会とが壊されて新しい教会が出現

ファリアの「平和」で使った概念ですが、古い体制をただ国々に分割しただけであって、古いものが残りました。アン するのです。そこに書きました「cuius regio, eius religio」というのは、これはアウグスブルグ「平和」とかウエスト

す。これが先程のお話にありましたようなコングリゲーションです。パリシュからコングリゲーションへと表現できる ろが、その中からピューリタンの、いわゆる Free voluntary association といわれるような新しい教会が現れ出るので そしてイギリスのパリシュという制度の中で機能しておりました。アングリカンはそれを維持しようとしました。 グリカン体制というのはその典型なのです。そういう意味で、イギリスには古いコルプス・クリスチアヌム体制が残り、 この「パリシュからコングリゲーションへ」ということについて私は十分時間を取って説明したいと思いましたが、

それはできませんので割愛させていただきますが、注目すべきことはこの Free Voluntary Society が、一七世紀のイ

ギリスに現れ、 ロックの時代はもう否定できないほどのリアリティとなっていたということです。驚くべきことは、そ

トレレーションを壊すようになる思想団体、つまりカトリックとか無神論とかは、トレレーションに入れないと言うの です。これも非常に含蓄のある見方でありますが。いずれにせよ、そういうことがパリシュの中から新しい動きが出現 の Free Voluntary Society でアングリカンまで解釈しようとします。ただ、その Free Voluntary Society というか、

したことを示しているわけです。アングリカンにとりましてはガン細胞みたいなものであったでありましょう。

59

「自由の伝統と市民社会」

別の観点から言うと、古い体の中に新しい社会が芽生えているということです。こういうのがイギリスの社会の中に起

その歴史的リアリティをこのジョン・ロックははっきりと哲学的に把握したのです。これがトレレーショ

ンに関する手紙に表現されています。

こりました。

言うにせよ、Civil Society と言うにせよ、政治的仕組みを二次的に位置づけたのです。それはプロパティを維持する であります。しかし、ロックはそれをピューリタン・コングリゲーションの側で背定的にとらえ直したのです。これが ためなのです。 素晴らしいです。そして、彼は宗教的なものを非常に重んじたからそれが究極的な重要性を持つ。Political Society と の側で否定的にとらえても一向に差し支えない。フィルマーのようにとらえても一向に差し支えない。相剋があるわけ ーションというものが現れ出ていて、その内容事態は変わってきているということだと思います。しかしアングリカン たのですが、たしかにロック思想には宗教的基礎がある、それは全くそのとおりでありまして、ただそれはコングリゲ それは昔のコルプス・クリスチアヌム時代に考えていた体制とは非常に違います。いわんやドイツの中にあるシュタ ジョン・ロックについては、加藤先生が「宗教的基礎」という題の付いた論文を書いておられて大変興味深く拝見し

ートという考え方と非常に違うのです。そのシュタートという考え方に反対したのが、戦争中の"I believe in Democ-

racy"のリンゼイです。

は、Civil Society は教会の原理を使ってやって、限定された第二次的な役割を果たすけれども、この Civil Society は 結論として、Civil Society の原型となっているのは Free voluntary Society、教会であるということです。 私の結論

たことがあります。これでわたしの話しは終わりにしたいと思います。 れているというのが私の感じなのです。この感想をむかしわたしは小著『ピューリタン――近代化の精神構造』で書い から昔風の国に戻りたくなる。デモクラシーとか自由なる社会というのは、いつでもインターベグナムの運命に脅かさ うまく完成はできないのではないか、こういう考えです。そこに Civil Society の困難があるのであって、日本ではだ